（登録の取消し等）

第十八条の十五　国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十八条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十八条の九から第十八条の十一まで、第十八条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十八条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第十八条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　（略）

第十八条の十六・第十八条の十七　（略）

（公示）

第十八条の十八　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第十八条の九の規定による届出があつたとき。

三　第十八条の十一の規定による届出があつたとき。

四　第十八条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

（登録の申請）

第十八条の十九　（略）

２　（略）

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　登録経理試験事務申請者が第十八条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　（略）

（登録の要件等）

第十八条の二十　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務（ハ並びに第十八条の二十四第一項第二号ロ及びハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者

ハ・ニ　（略）

２　（略）

（登録の取消し等）

第十八条の三の十三　国土交通大臣は、登録基幹技能者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録基幹技能者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録基幹技能者講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十八条の三の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十八条の三の七から第十八条の三の九まで、第十八条の三の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十八条の三の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第十八条の三の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　（略）

第十八条の三の十四・第十八条の三の十五　（略）

（公示）

第十八条の三の十六　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　（略）

二　第十八条の三の七の規定による届出があつたとき。

三　第十八条の三の九の規定による届出があつたとき。

四　第十八条の三の十三の規定により登録を取り消し、又は登録基幹技能者講習事務の停止を命じたとき。

（登録の申請）

第十八条の四　（略）

２　（略）

３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

五　登録経理試験事務申請者が第十八条の七において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　（略）

（登録の要件等）

第十八条の五　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　（略）

二　次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　（略）

ロ　建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務（ハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者

ハ・ニ　（略）

２　（略）